

令和3年1月18日

那珂川市都市計画審議会  
会長 包清 博之 様

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり付議します。

記

【付議事項】

- ・ 福岡広域都市計画土地区画整理事業の決定（那珂川市決定）について
- ・ 福岡広域都市計画用途地域の変更（那珂川市決定）について
- ・ 福岡広域都市計画地区計画の決定（那珂川市決定）について  
（道善・恵子地区地区計画の都市計画決定）

那珂川市長 武末 茂喜